

## 会員の不祥事について

### 会長声明

平成24年1月10日

沖縄県司法書士会

会長 崎 間 敏

この度、当会の会員が業務に関係する預かり財産の中から金員を私的に流用していた旨の報道がされました。

当該会員の上記行為は成年後見制度に対する国民の安心と司法書士制度に対する国民の信頼を大きく裏切る許し難い行為であり、市民の権利を保護する法律家としてあってはならない行為であります。

関係者の皆様をはじめ、関連機関及び社会に対し多大なご迷惑をお掛けしました事を心よりお詫び申し上げます。

当会は、今後このような不祥事が二度と起きぬよう、全会員に対し、司法書士に求められる職責を周知徹底させるため、これまで以上に高い倫理観をもって執務していく研修を行い、再発防止に向けて取り組んで参ります。